平成２７年（フ）第４７号
熊本市東区保田窪３丁目14―43、住民票上の住所熊本県上天草市松島町合津154番地２
債務者　梅野ひろみ
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２６号
宮崎市下北方町野田590番地３
債務者　山下　　亘
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６号
宮崎県都城市蓑原町2391番地１　Ｄ棟
債務者　横山　　渚
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第７号
北海道小樽市長橋１丁目２番15号　相愛の里、前住所北海道小樽市最上２丁目１番13号メゾンエル７―203号室福岡方
債務者　刀根　澄子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１８０号
茨城県取手市本郷１丁目６番17―005号、前住所茨城県取手市井野団地３番１―501号
債務者　青木　俊和
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
茨城県取手市戸頭６丁目31番18―202号
債務者　戸塚　謙二
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７号
茨城県取手市野々井18番地４
債務者　窪田　文子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第８号
茨城県取手市野々井18番地４
債務者　窪田　利幸
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６号
富山市高屋敷55番地168
債務者　久世　幸一
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０号
長野県木曽郡大桑村大字長野3047番地１
債務者　和田　幸男
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３８号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目６番21号小西ハイツ203号
債務者　岡村　元彦
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５４号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目34番地
債務者　村上　末子（旧姓菊井）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９号
宮城県大崎市古川旭２丁目２番32―210号ラ・ムール91、従前の住所宮城県栗原市高清水新町13番地
債務者　狩野ユリ子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
山口県宇部市大字東岐波1628番地５大石グランコートＤ棟102号
債務者　神足　芳宏
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第５３号
北九州市八幡西区友田３丁目１番４―407号
債務者　萬代　幸江（旧姓立岩）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３４５号
佐賀市末広２丁目３番７号
債務者　雀荘緑荘こと　小敷瀬京子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5512番地シティ簑原Ａ201
債務者　古賀　好子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係